

第2回新県立中央図書館整備の検討に関する有識者会議

平成31年3月7日（木）

○事務局

開始前に資料の確認をさせていただきます。お手持ちの資料を御確認いただければと思います。

1枚目、有識者会議の次第が1枚。資料1-1、県立中央図書館の閲覧室利用再開と新館整備に向けた取り組み。資料1-2、第1回新県立中央図書館整備の検討に関する有識者会議。資料1-3、新県立中央図書館基本計画に関するパブリックコメント。資料1-4、「文化力の拠点」施設における新県立中央図書館基本計画に関する一般県民及び市町の御意見と、それに対する対応。

資料2-1、東静岡駅南口県有地への「文化力の拠点」の形成に向けた取り組み、1枚です。A3で資料2-2、「文化力の拠点」施設整備に係る県方針があります。

資料3-1、A4横「文化力の拠点」における新県立中央図書館。厚い様式になります、資料3-2、「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画（案）。

資料4-1、第1回有識者会議からの修正点。資料4-2、公開書庫プラン（案）。資料4-3、ユーザー別資料へのアクセス概念図。資料4-4、公開書庫の形態。

最後に新聞記事のコピーを添付させておりますので、御確認いただければと思います。

開始までいましばらくお待ちください。

本日、委員の静岡市立中央図書館長、市川館長ですが、議会の関係で今回は欠席となっておりますので御承知おきください。

少々早いかと思いますが、それでは会議を始めさせていただきます。

まず、理事兼社会教育課長赤石より御挨拶いたします。

○事務局

改めまして、皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、当会議に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この会議は、静岡県教育委員会が新県立中央図書館の整備に関する検討を行うに当たりまして、専門的なお立場からの御指導、御助言をいただくため、図書館振興に関する学識経験のある方々をお願いをし、開催しているものです。

県立中央図書館の東静岡駅前への全館移転方針が示されたことを受けまして、平成29年10月に会議を設置し、委員の皆様には足かけ2年にわたり、非常に多くの貴重な御意見、御指導をいただい

てまいりました。おかげさまで、当初の予定どおり、年度内に基本計画を策定できる目途がたちました。改めて感謝を申し上げます。

また、先ごろ実施いたしましたパブリックコメントでは294件もの御意見をいただきまして、建設的な意見が多く、新図書館に対する県民の皆様の関心の高さを改めて感じたところです。私どもといたしまして、県民の皆様の期待に応えられるよう、全国に誇れる、誰からも愛される図書館をつくっていかなくてはと思いを新たにしております。この会議は本日が最終回となりますけれども、委員の皆様には、よりよい図書館の整備に向けまして、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと存じます。

最後に、現在の図書館の状況について御報告を申し上げます。平成29年7月から、ひび割れのために閲覧室が使えない状態が長らく続いておりましたが、このたびひび割れの補修工事が完了し、3月14日から閲覧室の利用を再開いたしました。この間、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしてまいりましたが、ようやく図書館の本来の姿に戻すことができるようになりました。

一安心はするものの、いまだに施設の老朽化や狭隘化といった根本的な問題は未解決のままであり、その意味でも新しい図書館の整備に向け、一層尽力しなければいけないと心を新たにしております。委員の皆さんにおかれましても、今後とも県立中央図書館の発展に御支援、御協力いただきますことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○事務局

では、新県立中央図書館の整備に向けた取り組み等について、事務局より説明いたします。

○事務局

前回の会議以降の状況について、まず説明をさせていただきます。資料は1-1をご覧ください。

まず、既存館の閲覧室の利用の再開について、資料1にございます。2月15日に閲覧室の床補修工事が完了しました。これを受けて、現在2月25日から3月13日臨時休館で、開室準備を進めております。3月14日に閲覧室の利用再開という予定でおります。

これをもちまして、1年8カ月半ぶりに図書館機能が全面的に復旧することで、一安心であります。館外保管になっている20万冊については、いまだに利用不可の状態が続きますし、根本的な老朽化、狭隘化についてはいまだに根本解決してませんので、新館整備についても、早急に進めていかなければならないということでございます。

前回の有識者会議について御説明しますが、資料1-2をご覧ください。第1回新県立中央図書館整備の検討に関する有識者会議は10月23日に行われました。ここでは、その当時、基本計画（素案）という書き方をしましたが、その素案というバージョンについて御審議いただき、御意見をいただいたところでございます。

出された主な意見としましては、第2章のサービスに関しては、ホームページの充実とかSNSによる発信といったところについて書きっぷりが足りないといった御意見。県と市のサービスの違いというスケールとコンテンツだろうと。市ができないことを県がやっていくべきだといった御意見。また、課題解決型サービスに関しては限定されてるような印象を受けるので、ここはもう少し積極的に取り組むべきであるといった御意見がありました。

第3章、市町立図書館支援に関しましては、市町支援は県の重要な機能の1つであるので、積極的な書きぶりをすべきであるといった御意見があったところです。

第5章、読書推進に関しましては、読書推進を図書館が中心となっていくこと自体はいいけど、学校図書館には読書指導だけでないいろいろな観点があるので、学校教育と離れてしまうことに関する懸念があるといった御意見がありました。

第6章が「文化力の拠点」との連携に関する部分です。「新しい知的空間」のコンセプトについては、よいといった御意見や、「新しい知的空間」については、民間から提案してもらったほうがいいのではないかといった御意見があったところです。

第7章が施設整備に関して。この中では、公開書庫を想定してありますが、その理念はよいが、あまり大きなものにしてしまうと配架等の整理に手間がかかるといった点で、問題点もあるといった指摘があったところです。

次に、パブリックコメントについて御説明します。資料は1-3になります。

パブリックコメントは、ただいまの有識者会議でいただいた意見をある程度踏まえて、今度はパブリックコメント（案）というバージョンの基本計画（案）があったのですが、これについて県民の皆さんにお示しをし、意見をいただきました。12月18日から1月15日までの間行ったところです。

募集結果ですが、75人、1団体から意見が寄せられ、その意見を細かく分けていくと294件で、大変多くの意見をいただきました。県の平均が19.5件で、これと75人、1団体との比較ですけど、かなりほかのパブリックコメントよりも、数の上でも多かったと言えるかと思います。

意見はさまざまです、なかなか主な意見としてまとめることは難しいのですが、数の上で多かったのは第8章の管理運営体制に関してで、特に県立図書館の運営は直営で行うべきだという意見。今後も教育委員会の所管でやっていくべきだという意見は、数の上では非常に多かったところです。

資料の1-4に、パブリックコメント294件の全てについて資料添付してございます。資料の1-4でいくと、23ページから33ページが管理運営に関する、運営方法に関する御意見でして、この中で、直営であるとか教育委員会所管といった御意見が多かったのを見ていただけるかと思えます。そのほかの意見も多種多様でありまして、総じては県立図書館の役割をしっかりと果たしていくべきである。図書館は職員が大事だから、資質の高い職員の配置が大切であるといった御意見があったということでもあります。

総じての印象ですが、現在の県立中央図書館に対する信頼とか信用がまずあって、それをベースに伸ばしていくべきだ。また、さらに新しい図書館に対する期待をするといった御意見であったと感じております。資料の1-4にありますとおり、それぞれの意見に対する県の考え方を付して、これにつきまして、2月末にインターネット上に公開をしたところでございます。

パブリックコメントの意見を踏まえまして、今回、基本計画の修正作業を行いました。そして、本日お示しした基本計画（案）となったところです。この計画（案）については、昨日、教育委員会の定例会においても教育委員に説明をしたところでございまして、3月中の策定を今、予定しております。

これまでの間の新聞記事を巻末につけておりますので、こちらも参考に見ていただけたらと思います。

以上で、新県立中央図書館整備に向けた取り組みについての説明を終わります。

○事務局

次に「文化力の拠点」の形成に向けた取り組みについて、文化・観光部より説明いたします。

○事務局

文化・観光部政策監付の高須と申します。

資料2-1と右上に書かれたものをご覧ください。「文化力の拠点」の形成に向けた取り組みについて。

「文化力の拠点」につきましては、平成26年度に基本構想、28年度に基本計画（案）を取りまとめまして、これを踏まえまして、図書館を中心とした施設を先行整備するということ。民間活力を最大限に活用していき、にぎわいの創出を目指すこととしてございます。これまで民間事業者のヒアリングも実施しながら、庁内のプロジェクトチームにおいて、事業手法であるとか導入機能、そういうものについて検討を行ってまいりました。今回、これまでの検討を踏まえまして、施設整

備にかかる県の方針を取りまとめましたので、それを御説明させていただきたいと思ひます。

資料の2-2をご覧ください。A3の縦長のものでございます。

左上にコンセプトがございます。拠点の目指す姿といたしましては、本県の高い文化力を国内の外に発信し、人々を引きつける拠点という、これが基本的な考え方です。あわせて、その下に、コンセプトがありますけれども、「創造・発信」、「学ぶ・人づくり」、「出会い・交わる」、この3つを実現することを目指しております。

改めて御説明するまでもないかもしれませんが、我々がここで取り扱う文化については、芸術文化だけでなく、生活文化、自然景観、産業文化まで幅広く捉えてございます。文化力につきましては、それらの文化が持つ人々を引きつける力、言い換えれば本県の多彩な魅力そのもの、それを取り扱っていききたいなと思っております。

本県には、既に富士山や食、模型、国内外に誇る魅力が既に数多くございますけれども、それらだけではなく、今後はICTなど将来に向けて新たな魅力づくりも必要だと考えてございますので、この「文化力の拠点」においては、静岡県を知り、学び、体験し、また交流を通じまして人材の育成や文化の創造など本県の魅力づくりや魅力の発信、そういったものの拠点としていきたいと思っております。済みません、資料には直接書いてはございませんが。

その下に基本方針とございます。基本構想、基本計画案を尊重。県立中央図書館を中心とする施設を先行整備。こういったものについて、4つの方針を踏まえた上で、施設整備をどうやっていくかでございます。

左下の施設計画(案)をご覧ください。これは県が想定してございます施設配置のあくまでも一例です。敷地の北側につきましては、北半分は古代東海道の遺構が存在しております。このため建物の整備は考えておりません。現在は、ご覧のとおり平面駐車場と緑地・広場で、こういったものを想定してございます。実際に施設を建てるところは南側の1.5ヘクタールの土地で行うようなことを考えております。

右側から県立中央図書館棟、アトリウムを挟みまして民間施設棟、駐車場棟と、今現在ではこれを分棟方式を進めることを考えてございます。やはり公共の施設と民間施設では建物の構造や仕様が異なること。また、合築にした場合は、床の所有をめぐって権利関係が複雑になることが考えられますから、分棟方式を基本と考えてございます。

一番左側に民間施設棟(将来)とございます。こちらの土地については、先行整備の段階では、まだ未利用の土地を若干残しまして、将来整備するときのための用地として残しておくということでございます。

図書館棟と東静岡駅を結ぶところにペDESTリアンデッキがございますが、東静岡駅の南北自由通路から直結で図書館につながるようなペDESTリアンデッキの設置も検討してまいりたいと考えております。

その上に事業手法（案）がございます。この施設整備に当たりましての整備手法としましては、県立中央図書館については、P F I手法で整備することを基本と考えております。P F I手法につきましては、公共施設の設計、建設、管理運営を民間に一括して発注する手法です。図書館の運営につきましては、選書やレファレンスなど根幹の業務は直営を軸に検討しているところですが、仮にP F I手法をとった場合においては、どの業務をP F I事業に含めるか、まだ決まっておりません。業務の特性であるとか県民サービスの確保という点を踏まえて検討することとなります。P F I手法を採用することが運營業務の全面的な外部化にはならないことだけ御承知おきください。

民間施設棟と駐車場棟につきましては、定期借地権方式による整備を基本としております。県が民間事業者に土地をお貸ししまして、その土地を活用して民間事業者が施設を整備するということでございます。「新しい知的空間」につきましては、現在のところ民間施設棟の床の一部を借り上げて設置することを考えてございます。

実際の発注というか公募につきましては、このP F Iと民間整備の部分を一括で公募することを考えてございます。ただ、今後民間事業者との対話というか意向も確認しながら、この辺の事業手法も固めてまいりたいと思っております。

右側の上に導入機能（案）がございます。この施設に「文化力の拠点」の施設にどんな機能を導入するかでございます。上から新県立中央図書館、「新しい知的空間」、これらは公的な機能として整備してまいります。「新しい知的空間」につきましては、ラボや閲覧スペースで構成されますテーマ別スペースや、大学コンソーシアムの拠点もここに一体的に整備してまいりたいと考えております。現在の想定では、規模感としては4,000から6,000平米程度となっております。

その下にA I・I C Tの拠点。こちらはI C T企業の交流や集積スペースなどを想定してございます。

食の都・茶の都・花の都、こちらは本県の食・茶・花の魅力を発信するための、例えばフードコートであるとかレストラン、フラワーカフェ、物販、こういったものを想定してございます。

次に、拠点の価値向上などに資する民間提案機能です。こちらについては、拠点の3つのコンセプトを実現すること。それから、図書館を含めまして公的な機能等の連携によって相乗効果が期待されるもの、そういったものを民間の事業者から提案をしていただきたいと考えております。ここに、あくまでも一例ですが、生活利便施設であるとか子育ての施設、専門学校、オフィス、ホテル、

そういったものを想定して期待していくところでございます。

事業スケジュール（想定）をご覧ください。今回、この県の方針を示したところですが、この方針をもとに、この3月15日から事業計画案公募を実施したいと考えてございます。これは事業者を選定する公募ではありませんで、事業者から事業手法や導入する民間機能の規模、また官民の連携のあり方について、自由で実現性の高い提案を求めるものでございます。

来年度は、その事業計画案公募の結果なども踏まえまして、事業手法や導入機能などを固めて、要求水準書など事業公募関係資料を作成した上で、2020年度には事業公募の開始を目指してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○事務局

これまでの教育委員会と文化・観光部の説明で、御質問等ございましたらお願いいたします。

○糸賀会長

今の資料2-2で、「文化力の拠点」の説明でよくわからなかったのは、図書館について、これ事業手法PFIである。PFIについて、導入機能（案）の下の参考、事業手法についての説明を見ると、PFIの説明があつて、現時点ではBTOだと。Build-Transfer Operate、BTOでいくと。そのときに、施設完成後に所有権を県に移転するとなっておりますが、そうすると運営権はどういうふうに考えるんですか。所有権はいいですよ、県に移転で。運営権は。

○事務局

運営権というか、当然、所有権は県に移転いたしますけれども、PFIの契約を結んだ際に、運営についても、既に委託の契約というか契約を結びまして、そのPFI事業者なりSPCなりが責任を持って運営をしていただくようなことを考えております。

○糸賀会長

そうすると県は所有権だけであつて、運営権は持たないですか。

○事務局

当然、運営権は持つんですが、それを契約を結んで、事業者がそれをやっていただくことでござ

います。

○糸賀会長

それで、さっきの直営でいくという話と矛盾はしないですか。

○事務局

要するにPFI事業でどの業務までを外に出すかがポイントであると思います。図書館の場合は、やはり直営が基本だと我々も考えてるところがございますけれども、どこまでを直営でやるか。今のところ選書であるとかレファレンス、市町村の図書館への支援については、やはり図書館の司書さんを中心に、専門的な知識が必要な業務については、直営でやるべきではないかと思っております。そのほかの業務については、どこまでをPFIの事業に含めるかどうか、その検討はまた来年度の検討の中で進められるべきものかなと思っております。でありますので、そこは切り分けをすることによって矛盾はしないように考えていきたいと思っております。

○糸賀会長

そこはPFIの契約の中身の話になってくるから、今、ここではすぐにはわからないし、そういうちゃんとした契約書をもとに議論しなければいけない箇所なので。今の前半の図書館の話と、実際に施設整備の話がちゃんと整合性がとれるように考えていったほうがいだろうと思います。

特に資料2-2の右上、導入機能(案)に、事業手法としてはPFIと定期借地しか出てこないわけ。一番下のペDESTリアンデッキだけ県直営だと、あとはみんなPFIと定期借地ですから。実際の運営がどうなるのかが一番気がかりなところなので、そこは少し、きょうも出てくる基本計画というか、県立図書館の基本計画をきちんと実現できるような事業手法の選択をお願いしたいところでは。

○事務局

ありがとうございます。

○糸賀会長

ほかには、どうぞ。

○草谷委員

まずパブリックコメント、こんなにもたくさんのものを短時間にまとめていただいて、誠意ある回答いただいたこと、とてもありがたいなど、県民、利用者として思っています。

パブリックコメントは今後の、19年度の運営計画策定に活かしていただけると理解してよろしいですか。新聞によるとパブリックコメントは実施しないって書いてあるので。そこら辺も、県民の声がどのように反映するか、ちょっと心配しているんです。

○事務局

今、いただいた御質問は昨日の新聞。

○草谷委員

そうです。

○事務局

新聞の書きぶりが、私の意図することと違う書きぶりとなっております。有識者会議のようなことは、今のところ想定してないというお話をしました。ただ、今後も県民の御意見はさまざまな形で伺っていく必要があるというお話もあわせてしております、その手法については、今のところまだ想定しておりませんという話をしています。パブリックコメントをやらないと言ってはおりませんので、何らかの手法で、またこれからも県民の皆さんの意見は伺っていくことで御理解いただきたいと思います。

○草谷委員

「文化力の拠点」の、高須さんの御説明で、1つは、コンセプトで、発信することはすばらしいことで、すごくいい観点だなと思ってます。逆に受信するというか、そこに行けば世界がわかるみたいな、受け取るという視点が少し入ってもいいのかなと。それは大学の留学生との関係とか、ほかの多文化サービスの国際交流とかの、皆さんとのコラボでそういうことができると思います。発信だけではなくて、世界をいながらにして受信できるような文言が入るとより広がるし。県民にとっても、静岡県立図書館という視点が明確になるかなと思いました。

それと、今、糸賀会長さんからもありましたPFIと「新しい知的空間」を同じ業者がやられるという御説明があったと思います。私は、PFIは施設の管理運営とか駐車場と理解していたもの

ですから、運営までPFIが入ってくることに大変懸念を抱きました。

例えば選書とかレファレンスとか市町村支援だけが根幹的なお仕事ではなくて、パブリックコメントにもたくさん意見があったんですが、カウンターで危機管理とか全体、県民のニーズとかいろんなことが知れるし、すぐに答えられる。次にどこへ利用者が行ったらいいかも答えられることもあるし、図書館の仕事は切り分けてやれるものではないと思っているものですから。

図書館はどこの部署に行ってもそのことがわかる職員でないと、将来的に図書館のこと全体を知っていて行政さんとちゃんと渡り合える職員が育っていかないのではないかなと危惧していますので、その辺を、これからのことだと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

○事務局

また、PFIの事業の業務範囲につきましては教育委員会とよく相談させていただいて、少なくとも県民サービスの低下にならないように、むしろ向上するような形、どのようなものがよろしいかを検討させていただきたいと考えております。

それから、文化力の発信ばかりではなくて受信のほうもというお話です。高い文化力は、やはり人々を引きつける力がなければならないと思っています。ですので、そこに多くの方が関心を持ってきていただいて、ここに来れば何かやってるなと意識していただけるような魅力的なものができてくればいいかと思っていますので、そのあたりも引き続き検討させていただきたいと思っています。

○小幡委員

今の事業手法、PFIのことに関連して。やはりこのパブリックコメントで随分、分量の中ではほとんどが、ほとんどじゃないか、8章の運営体制、管理体制、例えば8の2にかかるんでしょうかね、業務体制について。1-4で23ページから、運営方法について8-3。番号で173から二百四十幾つまで、ほとんどがこの県民の方から直営を希望するという意見です。分量、ボリュームとしてもかなりのボリュームが、意見がそういうところに集中している。それは、ぜひ県民の方々の声だということで、重視していただきたいなと思います。

もう一点、今、文化・観光部から「文化力の拠点」の説明で、文化をどういうふうに捉えるかという説明がございました。もちろんいろいろな文化、産業文化であったり生活文化であったり、歴史も含めてのいろんな文化があるんですが。文化・観光部で説明いただいた文化、あるいは文化力という考え方と、新県立中央図書館側の考える「文化力の拠点」は統一のコンセプトになっている

んでしょうかというのをお聞きしたいと思います。

○事務局

基本構想で、我々4つの目指すべき姿を示しておりまして、また「文化力の拠点」では、先ほど説明ありました3つの「創造・発信」、「学ぶ・人づくり」、「出会い・交わる」というコンセプトがある。この双方のコンセプトは、お互いに補完し合うというか、ともに同じ方向向いてることの確認は文化・観光部と教育委員会ですてしておりまして、同じものを目指しているという認識で進めております。

○小幡委員

要するにその意思疎通というか、それは図られているということですね。

○事務局

常に文化・観光部と教育委員会でタスク会議を開いておりまして、その中で、同じ方向性については常に確認をしながら進めております。

○小幡委員

要するに「文化力の拠点」をつくるわけですから、文化・観光部が考える文化と、図書館が考える文化が最後まで違ってたのが一番困る部分なので、そこは統一性を持たせたほうがいいというのは私の意見です。

○林委員

PFIについて、繰り返しになってしまうところもあるんですが、まず、この事業手法（案）等を拝見すると、県立中央図書館と民間施設と駐車場は、一括してPFIとして建築されると理解してよろしいでしょうか。

○事務局

一括公募はいたしますが、事業はまた別物であると考えてます。

○林委員

そうすると、図書館だけ1つのPFIで出されるということですか。

○事務局

そうです。ですので、公募でやって、基本協定までは多分1つになると思いますけども、それ以降の契約については個別に契約をするような形になります。

○林委員

そうすると、ちょっと確認したいんですが、送っていただいた資料の一番最後の、静岡新聞2月28日の記事に出ておりましたが、この民間の部分について民間が疑問を呈しているというか、収益、これ大丈夫なんだろうかと出ていると出てます。

つまり、民間施設がもし、あまり乗り気でなかったとしても、図書館だけは先にPFIで建つのでしょうかということです。先ほどのパブリックコメントでも、早くつくってほしい。早くというのも、もちろん稚拙であっては困りますが、しかしながら図書館と本来関係ないところで話が進まないのは、やっぱりちょっとおかしいと思うんです。

たしかに民間施設、大変だろうなと導入機能なんか拝見していても思いますが。東静岡駅って反対側に大きなショッピングモールあります。あの位置でどうするんだろうなと、本当、民間が疑問を呈してるのわかるんですが。申しわけないですが、「新しい知的空間」は確かに民間に入りますが、とりあえず図書館だけまず取り組んでいただくことは可能なのか。ただ、PFIで図書館だけを出すのは、今度、受け手の側にどのくらいメリットがあるのかなと、今度、私もわからなくなってくるんですが。

どうなるのかなと思いますが、できれば県立中央図書館棟だけは先に、民間を待たずに取り組んでいただきたいなというお願いというか、事業手法、そこ見直していただきたいなということです。

○事務局

若干、新聞記事の書きっぷりが刺激的でございました。確かに事業実現性が非常に重要でして、そのためにいろいろ民間事業者と、今、対話というかヒアリングをしているところでございます。

事業手法については（案）で、まだこれを固めているわけではございません。先ほども御説明いたしました事業計画案公募を3月15日から、約2カ月間ぐらい事業者から提案を募っていく中で、事業者からどういう提案をいただけるか、それによって事業手法も含めて検討するところでございます。

図書館は、これによって引っ張られて遅くなることのないように、我々もスケジュール感を持って進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○糸賀会長

今の説明で大分わかってきたんですが、結局図書館の運営の部分については、いずれ運営権を考えるとときに、図書館の直接サービスだとかカウンター部分については、これは直営でやっていくことだろうと思います。それ以外の部分で、民間でうまくやれるところは民間が運営権を引き続き持つと、こういうことだろうと私は理解しました。

今の「新しい知的空間」ですが、これが資料2-2でいくと、やっぱりこれも新県立中央図書館の管理する部分ですか。結局、「新しい知的空間」と合わせて2万平米となるということですか。その部分は、今の林委員の御質問にもあったように、「新しい知的空間」含めて、図書館棟と一体となったPFIを一括公募にかけると、こういうことですね。

そうすると、県立中央図書館だけというよりは、やっぱり「新しい知的空間」ととにかくセットになってというのかな、そこも含めてここに新県立中央図書館と書かれていますので、この部分はさすがに切り離せないということですね。

○事務局

図書館の基本構想の中で4本の柱がございました。4本目の柱を実現するのが、まさに「新しい知的空間」だと我々は認識しております。これが欠けても、中央図書館として、新しい県立中央図書館としては、成り立たないのではないかなと私は思っております。

ただ、「新しい知的空間」は、この図書館だけではなくて情報発信の機能とかも入っておりますし、ここに大学コンソーシアムも入っております。ですので、一部であって一部でないような、一体的に整備するような施設なのかなと捉えております。具体的にどんな組織にしていくかも含めて、来年度、もう少し深掘りして考えていきたいと思っております。

○事務局

こちらの説明事項についての質問はこれまでにさせていただきたいと思っております。

次第に従いまして協議に移りたいと思っております。

ここからは糸賀会長に会議の進行をお願いいたします。

○糸賀会長

かなり重要な点について今、報告があつて議論したんですが。

それでは、議事次第の協議事項に入つてまいります。

初めに、この協議を始めるに当たつて、資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。資料3以降の説明になるんだと思いますが、お願いします。

○事務局

前回の有識者会議での意見、パブリックコメントを踏まえて基本計画に修正を加えました。今現在、最新版の案が、資料の3-2に冊子としてお示ししたものです。その前の資料3-1が基本計画で描いている新県立中央図書館の姿を1枚にまとめたものです。資料3-1は、前回と変わってはいないですけども、おさらいを兼ねて、少し全体像の説明を、先ほどの説明と重複するところもあるかもしれませんが、させていただきます。

平成29年度に新県立中央図書館の基本構想を策定し、そこで目指すべき姿、そこに掲げてある4つの姿を確認した。これを受けて本年度、平成30年度は、真ん中にあります新県立中央図書館基本計画（案）を、今つくっているのが現在の検討作業です。この基本計画（案）が描いている新図書館像、特徴、目指すところが一番右側の列に掲げてあります。

基本構想の1から3番の部分は、既存サービスの拡充といった既存館の延長線上にある中で、県民のインフラとして、どっしりとした、しっかりした図書館をつくろうという部分と、主に目指すべき姿の4番の目指すべき姿として、「新しい知的空間」で、図書館の枠を越えた、ちょっと冒険をして、新しい空間をつくってこうという部分の、この2段構成になっているのが、今、我々が目指している新県立中央図書館の姿です。

基本計画（案）としては、まず既存館の延長上にあるところで、図書館サービスであるとか市町立図書館等への支援、資料整備計画、読書推進といったところの検討している。それから、新規機能として、「文化力の拠点」施設にともなう機能について検討しているのが基本計画のつくりになってございます。

基本計画（案）に沿つて、変更点について説明をしていきたいと思つています。資料3-2をご覧ください。また、資料の4-1が前回の会議からの修正点を表にしたものですので、これもあわせてごらんください。

まず、表紙の裏、はじめにです。これは有識者会議で、平成28年度の経緯について記述が足りないと御指摘がありましたので、記載をしたところです。

4ページからは図書館サービス計画の部分です。まず、項目の立て方がおかしいという御意見がありまして、当初、閲覧及び配架、貸し出し及び返却、情報サービスが並列で記載されていたのに対して、この整理をし直しました。2-1として、資料提供サービスとして3つ、閲覧及び配架、貸し出し、返却、リクエストサービスで3つをまとめ、リファレンスや課題解決については2-2、情報提供サービスで2つにこれを分離して書く形にいたしました。

6ページ、2-2-2が課題解決型サービス。これも前回の会議で4つに限定しているように見えるということでありました。それだけでなく、静岡県ならではの地域の課題に取り組めるような書きぶりにすべきであるという御意見がありましたので、ここの部分ですが、あまりできてない部分もありますが、まず図2-1については4つだけだったので、点々になってますけども、もっとやるよということを図で頑張っって示したところです。

8ページの課題解決型サービスの最後の部分、課題解決型サービスの例で、多文化共生、災害対策及び復興支援情報サービスで例示を入れたということがございます。

続きまして、2-3は対象別サービスですが、県としての違いで、市町にできないことを県が率先してやっていくんだというところで、これについては、市町立図書館では提供が難しい事業を重点的に行うという姿勢をここに入れたということがございます。

16ページ、2-8ウェブサイトによるサービス。ここについては、ホームページの充実であるとかSNSを使った発信という部分の書き込みが弱いという御指摘がありましたので、改めて1項目設けて、その部分について記載をいたしました。

第3章は20ページから、市町立図書館等への支援です。

24ページ。まず3-6につきましては、関連図書館等への支援をする部分ですけども、今回はここがネットワーク整備という言い方で全部書いてあって、ネットワーク整備ではおかしいのではないかという御意見がありましたので、ここについて記載を修正いたしました。

3-7が運営支援の部分、未設置自治体支援と通常の運営相談とが一緒くたになってしまっていてわかりにくかったことで、これについては項を2つに分けました。

3-9番、調査研究機能につきましては、県立図書館であるからこそできる調査研究機能を持つべきだという御意見を取り入れたとことがございます。

第4章、資料整備計画であります。29ページをお開きください。

パブリックコメントの中で、県全体としての保存機能を向上させるため、デポジットライブラリー機能を持たせてほしいという御意見がありました。それを受けた修正であります。実際は、物理的なキャパの問題がありますので、デポジットライブラリーと完全に呼べるものができるかどうか、

まだここに検討の余地がありますのでその表現はしておりませんが、県立図書館で所蔵できなかった資料の受け入れ、できなくなった資料の受け入れについて、ここで言及をいたしました。

第5章、読書県しずおかの推進であります。読書活動の推進については、新県立中央図書館に集約する方針をここで示しているところですが、前回の有識者会議でこれに関しまして、学校図書館には学校図書館による学びという側面があるので、学校図書館に関するサポートが総合教育センターと図書館とに分かれてしまうことで、不具合があるのではないかという心配の御意見がありました。読書活動の支援に関しては、これからは今以上に県立図書館が学校図書館にかかわっていくこととなりますが、その際には、学校教育との連携は常に意識をして、学校教育と切れぬような協力体制が続いていくことの必要性を感じております。32ページの5-5として、学校図書館との連携という項を新たに設けた、入れたというところでございます。

第6章、「文化力の拠点」として実現する機能です。ここにつきましては、先ほど文化・観光部から説明をいただきましたけれども、ああいった形で内部検討が進んだことから、33ページから36ページ、この章を全面的に書き直ししております。

6-1として、「新しい知的空間」とありますが、本を含む多様なメディアからの情報や体験などを通じて文化を学ぶとともに、多種多様な人々と交流することで、新たな文化の創造や将来を担う人材の育成に寄与する、「文化力の拠点」を体現する空間。この定義といたしますか、この記載は前回と変更ありません。こういった空間を図書館の一部として、「文化力の拠点」と一体で整備することで新しい活用を生み出していきたいところは変わらないところです。

6-1-1として、テーマ別スペースという記載になっているわけですが、「新しい知的空間」を構成する要素として、「静岡県を知る」をキーワードとしたテーマを設定し、テーマごとに書架・閲覧スペースとラボからなる標準的なユニットで構成をされるスペース、これをテーマ別スペースと呼んでますが、を設置する構想を新たに記載してあります。

34ページに図がありまして、これはイメージです。テーマ別スペースのイメージは、その図の中段にありますとおり、ラボがあつて、その隣というか付随して閲覧スペースもある、こんなイメージです。33ページに記載があります書架・閲覧スペースは幅広い図書を配架をし、自由な閲覧や雑談を可能とするスペースです。それからラボですが、これはそれぞれのテーマについてさまざまな立場の方々が自由な議論できる場という意味をしてあります。

35ページにはオープンラボレーションスペースの記載があります。この図の中でも、真ん中にオープンラボレーションスペースが示してありますが、これはラボの活用者の交流の場、またはそういった方たちが連携して企画や議論を行う場。そのほか、図書館の機能でもありますけども、

ラーニングコモンズの機能であるとか、来訪者が気軽に入って使える空間、または各種イベントスペースとしても使えるという、多用途に使えるスペースとしてオープンコラボレーションスペースを示しております。また、そのほかに、このコラボレーションスペースとは別に、一定の人数以上のイベント等に利用する多目的ホール、大・中・小ホールも設置をすることを、ここに記載しております。

これらの部分につきましては、図書館の専用の施設ではなくて、「文化力の拠点」の各機能と一体となって機能していく部分です。大きな方向性を第6章に記載をいたしましたけれども、「文化力の拠点」の本体の施設整備計画と一体で具体化を図っていく部分ですので、先ほど文化・観光部から説明ありました、今後の民間提案も踏まえまして、また来年度「新しい知的空間」の計画は、文化・観光部と一緒に、さらに具体化を検討していくことになっております。

第7章、施設整備計画です。施設整備計画につきましては、公開書庫について前回の有識者会議で御意見がありましたので、その件について御説明します。7-3-2、40ページに公開書庫の記載があります。資料4-2、4-3、4-4を出してください。4-2と4-3を両方見ながら見ていただきたいです。

公開書庫については、37万冊の規模でやりたいと前回ここで示したところ、利用者が入るということは、それだけ書架が乱れるということだよ。そのために、それを直すコストもかかるし、また、探すリテラシーない方が目当ての本を探すのは思った以上に大変なことで、うまくいかないのではないかと懸念が示されたところです。

これについて、私たちが今、考えてる公開書庫の運用方法について説明をさせてください。資料4-2、閲覧室には一般書と地域資料合わせて25万冊がある。これについては、2に利用法を書いていますけど、誰でも自由に閲覧可能で、利用者が自分で書架から出してきて閲覧席で利用し、またもとの場所へ返す形で自由に使ってくださいで、25万冊があります。

その奥に公開書庫37万冊を置くんですが、ここについては、一般的には書庫出納によって利用してもらおうスペースだと考えてます。資料4-3の一番上。一般の利用者は、この25万冊にはフリーアクセス。残りの37万と102万については、書庫出納で資料請求してもらおうのがベースで。ただ、それでも自分で入って探したいんだという方、そういう方については、37万のところまでは入ってもらおう。そういう2段階、ここはヘビーユーザーという書き方をしましたが、2つに分けて使ってもらおうと考えております。

その希望者には、初回の希望時に入室のルールについて説明をし、簡単な講習を受けてもらいたいなことで、図書館リテラシーを持ってもらった上で入ってもらおう。その方たちには、IDカー

ドに講習済みというフラグも立てておいて、その方たちは次回から入っていただける形にしたいということです。短時間であれば庫内の閲覧席で利用、本の内容を見るところまではやってもらって、じっくり見てもらうときは閲覧席まで持ってってもらうことを考えてます。また、返却はブックトラックにしてもらうことで、書架の乱れを極力抑えるという工夫をしていきたいと思ってます。

こうすることによって、3番のところに書きましたが、一般利用者が、フリーアクセス25万だけ、希望者であれば62万までフリーにアクセスできることで、ここについては、なかなか他県にない規模のものができるのではないかと考えてます。

資料4-4に他県の事例を集めて、載せてます。この中では、大分県が公開書庫30万冊の規模で既に実施していると伺っております。ここは原則的に、自由に出入りできる形になっていると伺っています。それ以上の細かな情報までは持っておりませんが、特段、大きな問題なくやれていると聞いておりますので、うちの37万の規模も、こういった限定的な形であれば、より利用者、よりよいサービスに結びついていくのではないかと考えております。

ということで、基本計画に戻りますが、40ページから41ページの記述にかけては、そういった運営方法についての記述をさらに加えて書いておまして、冊数の37万については前回どおりを維持しております。

42ページ、必要機能空間で概算面積を示しております。ここについては、前回の基本計画（案）では、全体で1万5,000平米から1万6,000平米程度という書き方をしていたんですが、内部調整が進んだ中で、エリアごとの面積まで検討が済みましたので、エリアごとの概算面積を今回示しております。

第8章は管理運営体制で、47ページからです。ここでは、大きな変更点はないのですが、パブリックコメントで多数の意見がありました、直営でという御意見であります。50ページの8-3-2がその部分に当たるわけです。根幹機能については直営を軸に検討を進めるが、全体としては、新しい図書館機能を中心に民間のノウハウを取り入れ、効率的でサービス水準の高い運営体制を構築する。この文言については前回から変更はありません。根幹機能については、直営を維持していく方針を示しているところです。根幹機能の例示について、前回の会議で御指摘もあったものですから、選書、レファレンスに加えて市町図書館支援という文言は今回加えたところであります。

パブリックコメントでもう一つ多かった教育委員会の所管の維持という意見ですが、この基本計画については、図書館の中身を検討するものでありましたので、図書館の所管の問題は基本計画に記載するのはそぐわないという考えで、そういったことについては触れてはおりません。

なお、国において法改正の動きがあるわけですが、その法改正の趣旨は、社会教育の事務は今後

も教育委員会が所管することを基本とすると踏まえた上で、地方の実情等踏まえて、より効果的と判断される場合に、地方公共団体の長が特例として社会教育施設を所管できるという趣旨でありますので、教育委員会といたしましては、まずは県知事の側から、県政の総合的な判断の中で、図書館を所管することで、より効果的な政策展開ができるという判断がまずあって、その提案がある中で初めて議論されるものだと考えております。本県において、現在のところそういった動きはありませんので、あわせて御報告しておきたいと思っております。

基本計画の説明については以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○糸賀会長

前回の会議で出された意見をもとに、随分修正を加えていただきまして、ありがとうございます。これで随分網羅的だし、内容的にも充実したものに仕上がりに感じました。

それで、全体が非常に膨大でもないけど結構豊富なので、できれば1章から5章までの、まず図書館本体部分に当たる部分について、委員の皆さんから御意見、御質問があればお出しいただきたいと思っております。それが済んだところで6章以降についてはやります。

今の説明で、さっきの知的空間が全体となって、一体となっていることはよくわかりました。それだけに、さっきの林委員の御指摘の、図書館部分だけとにかく先にというのは、これはなかなか実際には難しいのかなど。全体が一緒になって、ここで目指してるコンセプトが実現できるという考え方ですからね。

何か御意見あれば、どうぞ。

○林委員

それはよくわかるんですが。ただ、例えば国際子ども図書館が第1次、第2次という形で作られました。第1回、第1期オープン、第2期オープンという形で作られたように、例えば1から3の部分までは図書館棟第1期オープンとして、第2期として。とにかく、別にこれ切り分けたいわけではないですが、本当図書館と関係のない事情で図書館の開館が遅れるのだけは避けていただきたいなという、そこなんです。

○糸賀会長

国際の場合PFIじゃないからな。

○林委員

そうなんです、そこなんです。そこがだから問題なんです。県立中央図書館、現在の県立中央図書館がかなり限界に来ていることを考えると、1年遅れるとそれだけ開館が1年遅れるわけで。構想の1から、だから新しい部分は後から追加でもいいのにと考えられないかなと考えていただい

て。
もちろん、全部がうまくいくならいですが。もし、万が一ちょっと先に延びるようなことがあるようだったら、そのとき柔軟に、第1期、第2期という考え方で取り組んでいただけると。いずれにしてもかなり大変な作業になることは見えているので、そういうふうに柔軟に考えていただけないかなと、ちょっと。

その場合はPFIがどうしても難しいなら、県立中央図書館は県で持っていただいてというところに戻ることにするとは思っています。

○糸賀会長

御意見というか補足説明でいいと思います。

○事務局

まず、今回我々がつくろうとしているのは、我々文化・観光部としてつくろうとしているのは「文化力の拠点」であって、図書館単体ではございません。図書館だけつくだけで満足できるかといったら、そうでもないところでございます。

○林委員

それはわかります。

○事務局

ですので、いかにこの場を、にぎわいが生まれるような施設、多くの県民の方に利用していただける、愛される施設をつくるかがポイントだと思っております。当然、図書館が核であることは間違いございません。間違いはないですけれども、「文化力の拠点」としてこの整備を行ってきたいところで、とにかく事業者等の意見も聞きながら、何とか進めていきたいと考えております。

○糸賀会長

私がちょっと余計なこと言いました。6章以降、「文化力の拠点」の拠点としての部分は後半で改めて議論したい。まずは図書館の本体部分、5章までで御質問や御意見があればお出しください。

○小幡委員

8ページに丸が幾つかある、多様な県民の特性があるんですが。大分、社会がいろいろ動いておりまして、この図の中で、例えば社会人のところは、この4月から働き方改革といいましょうか、いわゆる休み方改革、残業時間が制限される、休暇が奨励されることで。これまでの企業の側で野放しにしてるのにかなり規制が入ってきますので、かなりの一般社会人、勤めてる方々の暇な時間が増えてというか、そういうことは想定されます。そういうことをまず念頭に置いて、この社会人の人たちに対応していただきたいということです。

同じように外国人等がありますけれども、ここも4月から改正入管法が新たになりまして、静岡だけで恐らく10万人前後いますので、働いてる外国人労働者が図書館を利用するのは難しいかもしれませんが、それでも今まで以上の利用者がふえるのは確実ですので、そういうことにも対応することを考えてほしいです。

もう一つ、いろんなところで乳児、幼児のサービスがありますが、非常に気になるのは、特に乳児は1人では来れません。必ず保護者の方、多くの場合は母親だとは思いますが、母親が付き添っています。そうすると、その母親に対するサービスはどうするのか。

世間でよく公園デビューなんて言いますが、いわゆる図書館デビューをして、そのお母さん同士での結びつきを強くしていく。まさに図書館を乳幼児、その保護者の出会いの場にしていくような視点からいいますと、ここの乳幼児・児童のところにプラスしてというか、母親に限る必要はないですが、保護者の、物理的に言うと託児室か何かを設けて、そこに預けている間、お母さんは自由に図書館中をうろろできるとか、そういうことも考える必要が出てくるのではないかなと思っております。

○糸賀会長

最後に言われたのは、乳幼児・児童は、今の説明を聞いて、私はむしろ子育て支援の話だなと、完全に。それは本当に男親もいれば女親もいるので、両方に対する支援が必要。

今、全国の図書館で、赤ちゃん連れで構わない時間帯を設ける。つまり、小さな子供が声を出したり泣き叫んだりしても一向に構わない、赤ちゃんタイムだか、名称はいろいろですけど。そういう時間を設けて、子供さん連れの親が何ら気がねなく図書館に来られるようにすることもやってま

すので。

そういう意味では、ここは乳幼児・児童のところなのか、むしろ子育て世代を特出ししてもいいのかもしれないし。関連で、ここの対象別の1つ前の7ページの健康・医療情報サービスがあります。この中に、今後むしろ考えてもらいたいのは介護なんです。介護は、介護をする側も大事だし、もちろんされる側も大事だけど、本当は介護する側なんです。介護する側が本当に介護を一人で背負ってしまって、それこそ図書館なんか行けないという状況もあります。この中に含めるんですか、健康・医療情報サービスの中に介護という分野を。

今、これからの人生100年の時代考えたときに、多分ここにいらっしゃる皆さんは、それぞれ親の介護で一当たり苦労されてる方、私も実はそうですけども。そういうことに対していろいろと、介護の上で必要なことだとか、少し介護から距離を置いて、誰かに任せられるような環境をつくっていくことも、介護に追い込まれないというか、老々介護の場合にそこはすごく重要なので、そんな配慮も私は必要だと思います。一方で子育て支援も大事だし、介護支援も重要な今後はテーマになってくるだろうと思います。

ほかにありますか。草谷さん、どうぞ。

○草谷委員

今に加えるなら、認知症対策もあるのではと思いましたがけれども。

○糸賀会長

まあ、そうですね。

○草谷委員

私が対象別サービスのところで、いろいろあるということはすごく大事なことで、県立図書館と市町の図書館とのすみ分けが、すごく大事になってくるかなと思うんです。県立図書館では何ができるかという部分で考えたときに、人的なこととか資料的なことで考えたときに、もちろん言葉としてこうしろということは構わないと思いますが、実際に実行するときには、いわゆるラボとか知的空間でもかなりの部分を背負って、それで資料的な部分で県立図書館が頑張るという考え方もあるかなって思いました。

○糸賀会長

ほかに御質問、林委員、どうぞ。

○林委員

先ほどの話を受けてですが、私が最初に、11から12ページの外国人向けのサービスで。ここで直接的なサービスのような感じが、印象が強いですが。やはり外国人をサポートする団体、あるいは日本語教育を行っているような団体で、市町の図書館のサービス、サポートはいろんなところ出てるんですが、そういう団体、民間というのか団体へのサービス、サポートも重要になってくるのではないのかなど。外国人向けの、在日外国人へのサービスはかなり民間団体が請け負ってる部分が多いので、そういうところへのサービスは重要になるかなど。

そこから発展して、先ほどのお話で、子育て支援についても、あるいは介護支援についても同じだと思いますが、民間団体への支援を県立図書館としてやっていくと。やっぱり県立の図書館に来るのはかなり大変なので、そういう方々いらっしゃるのは大変なので、間接的に市町の図書館であるとか、直接的な支援を行ってる団体に対してサービスを行うのを、ちょっとどこかに文言として入れていただくと、今後サービス。民間に対するサービス、言っておかないと、後から入れるのは難しいと思いますので、それをお願いしたいなと思いました。

以上です。

○糸賀会長

今、林委員に言われて、そうするとね、例えば今の健康・医療もそうかな。さっきの子育て支援言いましたけど、県の中に子育て支援課というか子育て支援を担当する部署があるはずですよ。そこと連携した、例えばイベントやってもいいだろうし、あるいはそこを通じた広報活動をやってもいいし、今の団体って言われましたよね。

○林委員

はい。

○糸賀会長

そうするとその団体を通じて、図書館が今度は講演会やりますとかワークショップやりますとかイベントやりますとお知らせする。とにかくそこと連携した行事を考えられますよね。今の外国人はまさに文化・観光部が、ここに書いてある観光でいらっしゃる外国の方、訪日観光客が必要な資

料・情報、12ページに書いてありますが、これは文化・観光部とのまさしく連携になっていくんだらうと思うんです。

他部署との連携も、課題解決だとか乳幼児もそうだし、高齢者なんかもそうです。完全に福祉でやってるわけだから、そういう部署との連携、書いてあるか、ところどころに。単に資料を集めるだけではなくて、行政の担当セクションと一体となった事業展開をもう少し書き加えていただいたほうがいいと思うな。特に外国人等向けサービスは、文化・観光部との連携は欠かせないと感じますが、いかがでしょうか。

何かあります、今までのところで、社会教育課で。

○事務局

今、糸賀先生おっしゃった分に関しては、まさに「文化力の拠点」が、そういった静岡県全体の入り口というか玄関のような位置づけのものでありまして、民間施設には、そういった方たちに情報発信する機能がある。それと、図書館の機能は一体でやってくることは、今、我々も考えておりまして、その方向性を進めていきたいと思っております。連携についても記述入れていきたいと思っております。

○糸賀会長

私個人的には、何か具体的な部署、静岡県の中にあるはずだから、そことの連携は一応書いていただいたほうがいいと思っております。当然向こうとのある程度の協定というか話し合いは必要なるかもしれないですけど。

どうぞ、小幡委員。

○小幡委員

今の外国人等向けサービスのところですが。静岡に住んでる外国人の方に対しては、図書館の存在を切り離すわけですけども、ここでは訪日観光客がイレギュラーに訪ねてきたときにどうするか、どういうサービスをするかですが。

例えば、留学生はもちろんこのサービスを受ける側ですが、図書館では。留学生の連中にワークショップ置いて、彼らに、訪日観光客にいろんな情報を提供するなり、知らないことを自分なりに説明するなり。ふじのくに大使とかで、それぞれの国からの出身者の留学生がふじのくに大使とかになってますので、そういう留学生の協力を得ることは、非常に有効的なのではないかなと思っております。サービスを受けるだけではなくて、サービスを提供する側にもさすということです。

○糸賀会長

おっしゃるとおりだと思います。サービスの担い手としての留学生も考えられるだろうと思います。

ほかにはいかがですか。

今度は後半の6「文化力の拠点」以降のところに移るんですが、その前に32ページの一番下の5-5の見出しは、これは学校図書館でなくて学校教育との連携ではないですか。ここには図書館の話はどこも出てこないんだから。これ学校教育でしょう。

○事務局

そうですね。

○糸賀会長

だって、最初の文章ところに学校教育との連携は不可欠であると出てくるんだから、学校図書館は前の3-6-1で出てきてるので、見出しが学校教育との連携に直すべきだと思います。

では、6以降も含めていかがでしょうか、「文化力の拠点」です。あるいは7、8でも結構です。

○草谷委員

「新しい知的空間」のことでお話をさせていただきたいなと思います。

36ページに、できることが、いろんな例があって、とてもすばらしい想像力というか、こんなこともできるんだなと感心しました。さっき林委員とか糸賀会長さんからもお話があったように、ラボの中に、受けるだけではなくて発信するのがすごく大事というお話と絡んでくると思うんですが。

私はそこにいろんな学校が順番に自分の学校の展示をしてPRしてたり、いろんな企業がそこを利用して自分の企業をPRしてたり、県庁のいろんな課が、今週は例えば環境月間なら環境関係のところであるし、税に関係してるときには税とか、そこでPRする場所のコーナーというか、そういうのをつくっていただくとか。お金がかからないのではないかなって思いました。

自分たちが発信する、自分がかかわることで図書館とかその場所に愛情が湧くと思うんです、受け手だけではなくて。学生さんからもたくさん発信をしていただいたり。私が個人的に言えば、そこはNPOでいいじゃないかと思います。

知的空間のところに人脈があり産業とか詳しい方が静岡県内にはたくさんいらっしゃいます。例

えば静岡市で、番町のNPOセンターはすごく活発な展開をしていて、まさに出会いと交流の場になっていて、ロッカーがあるんです。いろんな団体の人たちが、基点があることで、そのリピーターになっていてチラシを置くとかほかの団体との交流も生むわけです。

例えば私は同人誌をやっているんですが、県の西部と浜松の方もいるし、三島の方もいるときに、ずっと水の森ビルの中の県のNPOセンターを利用しているんですが、最初のころはそこで印刷もできて、コピーもできて、インターネットもあったんですが、今は全てだめなんですね。

最初のころとてもにぎやかで、夜も9時までやってくれたんですが、今、8時なんで、今は英会話教室なんかに使われていて、市民のいろんな団体の交流の場ではなくなっているのがすごく気になってるんです。あんな一等地を、もったいないなっていつも思っていて。もし、ここにそういうのがあれば、私はリピーターを生むかなと思っているんです。それはずっと先のころに提案したような気がしますが、再度提案させていただきたいなと思っています。

図書館がどういうふうにかかわるかという、それぞれの発信の場所に、静岡県立図書館ならではの発信コーナーがあって、企画に対しての選書とかいろいろな団体の情報を並べるとか、図書館ならではの仕事も、そこでなければできないというのができるのではないかなと思っています。

各地の、東部とか西部の県民生活センター、NPOセンターには、そこに生活相談員もいます。ですから、まず相談員がいて、その人自身はいろいろなことおっしゃらないけれども、そういうことは、ここへ行けばわかるよという、児童相談とか税金相談とか、そういうのを含めてやってもらえるので。そうすれば、私はここのにぎわいが、あまりお金とか労力をかけずに、今、ある人的支援を利用してできるのではないかな。

そういう図書館も今までないわけじゃないし、そういうのを県立の図書館ならではの、読書県静岡すごいと言われるような視点でやっていただいたら、私はいろんなことが解決するのではないかなと思ったりしています。

○糸賀会長

ここ、どういうふうにか考えるかですが。34ページに「新しい知的空間」のイメージ、これはあくまで例示だろうと思いますが。これとさっきの、真ん中に、この図だとオープンコラボレーションスペースがあって、あと多目的ホールがあって、全部で4,000から6,000平米。これはなかなか、ちょっと民間としては、これで何かしてくれというのは、なかなか今のところは手挙げにくいわね。今後、民間でいろんなアイデアを出してもらった上でということのようです。

○林委員

まさに会長さんが、今おっしゃったことを言おうかなと思ってたんですが。草谷委員のおっしゃったの、とてもいい御意見だと思うんですが、それを民間にとってどんなメリットがあるのかなど。多目的ホールも、すぐ横にグランシップがあるんですよね。繰り返します、大丈夫なんかなど、それだけです。案としてすごく素晴らしいとは思いますが。

○草谷委員

民間の中にNPOは入らないんですかね。

○糸賀会長

いや、入るでしょう。

○草谷委員

NPOで私の知っている大勢の方は志も高く、いろんな活動してらっしゃる方が結構大勢いて、それを束ねることができる人もいっぱいいるんです、私はゼロから始めるよりは、あるものを活用し、その資源を引き出すというか、そういうやり方もあるのではないかなって思っています。あくまでも個人的な意見です。

○糸賀会長

引き出すという意味は、これだってNPOだけでは、ここは全部埋まらないと思うんです。PFIは、さっきおっしゃったように、多分、SPCを立ち上げて、その中に幾つかの企業が入るわけですから。その中の1つにNPOが入ることはあり得るんでしょうね、その中の1つに。どうなんですか。

○事務局

今の想定といたしましては、ここの空間を取り仕切るとはやっていただく。ただ、実際にこのラボを、個別のラボ、例えば模型であるとかICTとか、テーマ設定いたしますけども、そのラボの運営については、企業さんなり団体なり大学の方にある程度お任せができないのかなと考えています。

ですので、事業者がこれをいいようにするとかということは、今、考えておりません。むしろラ

ボを活用される方々がうまく運営をして、ラボ運営をできるような形、あるいは複数のラボが共同して、何か事業を起こせないかとか、そういったものはその事業者、PFIの事業者にお願いすることは考えておりますけども、具体的にそこへぐっと入り込んで、全てを、一つ一つのラボまで運営していただくところまでは今、考えてないということです。

○糸賀会長

まだ、いま一つよくわからないものが、それが定期借地でやるということなんで、県が基本的にはこのスペースは借り上げるわけですか。

○事務局

借り上げます。

○糸賀会長

どれぐらいの費用になって、それを今度はそれぞれの団体なり企業で、それぞれラボの運営はやってもらうと。

○事務局

そうですね。

○糸賀会長

それぞれの費用負担がどうなって、そのときに民間として、とにかく住民団体含め民間がどれだけインセンティブが働くのかなというのがよくわからないのが、まだ。

○林委員

すごくレベルの低い話というかお金の話になってくるんですが。先ほど草谷委員がおっしゃってた部分で、例えばNPOがそこを借りて、そしてコンピューターとかプリンターを使いたいとかコピーを使いたいって、そこで自動的に費用って発生しますよね。その費用を、全部そこを使う団体が負わなければならないとすると、かなりここって使いにくい、使いにくいというか使う人にとって、やっぱり抵抗のあるものになってくるような気がするんです。

大学がということですが、例えば本学、私は浜松の大学におりますが、浜松の学生にとって静岡

に来る、本当にささやかな話ですが、学生にとって交通費もばかにならないところがあります。

ですから、ここをうまく機能していくために県が予算をかけてくださるのかどうかは、かなり具体的な話が出てきたときには気になるところで。そこまで運営として考えておられるのか、それとも、そういうのも全部民は早い段階で、今すぐということではないですが、今後この話を詰めていく段階で議論しておいて示していただかないと、いざ動いてみるとどっちも、相手がどこから出ると思っていたら機能不全になるので。そこも具体的な問題としてお考えいただけるといいかなと思います。

○糸賀会長

36ページには、考えられる事業の例がずっと上がってるわけです。今のところはこういうのが考えられますよということで、今後、さっきのPFI一括公募に持っていくんだろーと思います。この会議体としては、こういう提案を県ですることについて、基本的にはお認めするということだろーと思います。これが、だから事業として成功するかしないかについて、我々は責任負えないので。そこからは県でしっかりやっていただくということしか言いようがないんだろーと思います。我々としたら、基本的にこういう方向を考えていくことはお認めしようということだろーと思います。

ほかにいかがですか、今の6章も含め、あるいは7章、8章でも結構ですが。

○林委員

42ページの7-5-1の必要機能空間ですが、管理・共用エリアになどで入るとは思いますけど、ICTの作業室、もしデジタルデータをつくる、図書館としてデジタル化を進めていかれると思いますが、そういう作業室のようなものが、作業室に入っておるのか、などに入っているのかわからないですが。これを明記しておいていただいたほうがいいかな。

上には、確かにサービスエリアにはICTが入っているんですけど、作業室としてデジタル化を進める場所は入れといていただいたほうがいいかなと思いました。

○事務局

43ページの図を見ていただいて、管理エリア。その作業室にデジタル化等という。

○林委員

本当ですね。失礼しました。

○糸賀会長

ほかにいかがですか。

○小幡委員

先ほど林先生が浜松の大学からどうのこうの。それ以上に県立大学の学生が、そんなに近いのにもかかわらず使うように、どういう仕組みをつくっていくかということですが。考えられるのは、やっぱり大学コンソーシアムはどっかに入ると言っていたんですが。それですと、かかわっているゼミであったり団体ぐらいしか、それとはかかわらないかと思います。

県立大学では今、ムセイオンという事業がありまして、結構、学部共通というか1年生、2年生の段階で全学部共通でとりますので、100人、200人の授業があるんですが。それを結構、舞台芸術劇場の方を呼んだり、いろんな講師を呼んで授業を行ってます。そういう拠点を図書館の中につくる、そういう仕掛けをつくることも必要になってくるのではないかなと思います。

それからムセイオンの関係でいいますと、埋蔵文化財センターも入っておりますし、この地図というか施設計画（案）の中で、緑地・広場と平面の駐車場、ここに古代東海道の遺構が保存されているわけですね。そういったものも埋蔵文化財センターに担ってもらって、図書館ではあるんですが、歴史博物館的な要素も入れた図書館、東海道をどういうふうに再評価するか、あるいは東海道の価値を見直すのかということであれば、当然中心は静岡ですけれども、東海道は西部から東部まで通っておりますので、少しは東部西部との一体感をつくれるような施設になるのではないかと思います。

○糸賀会長

いろいろな視点から御発言いただいて、最終的には事務局である程度取捨選択した上で、最終的な基本計画に盛り込むんだらうと思いますが、今のところはとにかくいろんな視点から意見を出していただいたほうがよろしいかと思います。

ほかにいかがですか。

○草谷委員

8でもいいですか。8の50ページで、市町の図書館支援と入れていただいたことはすごくありがたいなと思っています。パブコメの中にも、カウンター業務は図書館の肝だということで、多くの

司書さんたちから、その辺はちゃんと守ってほしいという意見を伺ってます。

ただ、そこで、貸し出しと返却は機械でもできるかもしれませんが、受付にいる総合案内的なことをする人も絶対必要だと思いますので、そこにカウンター業務という言葉も一言、さっき糸賀先生もおっしゃってくださったと思いますが、そういう一言を、いま基本計画に入れないとスルーされちゃうかなって気がしたものですから。カウンター業務と入れちゃまずいでしょうか、ここ。

○糸賀会長

どこにですか。

○草谷委員

50ページの運営のところ、選書やレファレンスと市町の図書館支援に加えて、そこにカウンター業務も一言入れていただけるとありがたいなと思います。

○糸賀会長

いかがですかね。カウンター業務もいろいろあるんですけどもね。

○事務局

来年度、この図書館基本計画を踏まえて管理運営計画をつくっていく予定になっております。この根幹機能をどの業務として整備するかというのは、その管理運営計画をつくっていく中で検討することになっておりまして、今、内部的な調査の中では、ここに上げました選書・レファレンス、市町の図書館支援については明確に、これは根幹機能であるといった内部議論がされているとこであります。

ただ、今、委員がおっしゃられましたカウンター業務については、そこまでの議論が深まっておりませんので、今の段階で図書館基本計画に書くことはできないかと私は考えます。来年度、その点について検討していきたいと思います。

○糸賀会長

ということのようですが、ほかにはいかがですか。

私から、また言葉のことで申しわけないんですけども、53ページから始まる9章かな、9章の見出しは、これでいいのかなというのがさっきから気になっていて。というのは、図書館サービスを支

えるICTですか、これ。例えば、ここには、今の草谷委員の御指摘とも関係するけど、自動貸出機のこととかが入ってくるんですよ。どこかに書いてなかったかな。

9-1、ICT活用の基本方針の例えば(3) ICTタグ等に対応した図書館業務システム、自動貸出機、自動返却機を導入云々とあります。例えば図書館運営を支えるICTであって、サービスだけの話ではないのではないのかなと、図書館システムだとか。つまり、全体がICTの積極的導入であり、場合によってAIの活用なんです。サービスというよりは、サービスも含めて、サービス含めた図書館運営を支えるICTとしたほうが、この内容を正確にあらわしているのではないかなという気がしました。それは内部で検討していただいて、サービスでも運営でも、適切な表現をとっていただいたほうがいいと思います。

ほかにはいかがですか、全体でいいですし。きょうが最後になりますので、先ほどの「文化力の拠点」全体についての御意見とかもあればお出しいただいたほうがいいと思います。

○草谷委員

今回のパブリックコメントでも、今の県立図書館の皆さんが本当によく頑張っていることを、県民が評価しているということかなと思うんです。そのことを踏まえて、今度新しくできるとなると、幾ら優秀で有能な職員が大勢いても、これだけのことをやっていけるかなって心配しています。サービスの質が逆に落ちていくのではないかなと心配しています。同じように、今、新館計画のある石川県の場合は、毎年3人ずつ新規の司書を採用していると聞いているんです。静岡でも早目早目に採っていただかないと、準備の段階ですぐにパンクしちゃうんじゃないかなということ。

それと資料費です。出たときに買っておかないと、消耗品扱いの流通もありますので、資料費と人件費のことは早目に手当をしていけたらありがたいなと思っています。

○糸賀会長

それを、どこか書き込めるような箇所があれば書き込んでいたほうがいいと思います。職員の研修体制のことはあるし、勤務体制はあるんですけども、やっぱり職員体制です。直ちに、もちろん新しい人材を雇用すべきだとは書けないでしょうが、どこかにこれだけのサービスや施設を維持管理するための人員体制を確保は、それはうたっとくべきだと思います。

特に開架スペースがふえるわけです。それに伴う書架の乱れだとか。それは、確かにボランティアだとか非正規雇用の人たちで対応も考えられますが、いずれにしても総数はふやさないと、これだけのスペースになって、職員が十分それ維持管理できないと困りますので。

○事務局

職員体制については、第8章の四十八、四十九ページに、専門性の高い職員を継続的に適正数配置する必要があるという記載をしていて、また、全職員中に占める司書の割合や、図書館業務に適正のある専門性の高い職員配置を考慮すると、ここまでの表現しかできておりませんが、こういった記述をしてございます。

○糸賀会長

失礼しました。確かにここにあります。ここに一応ここまで書いてあれば、適正数配置する必要があるとはなってますので。事務局としては、これぐらいが精一杯かなとは思いますが。

あと職員の勤務体制。それこそさっきも出た働き方改革という問題もありますし、どうしても図書館の場合、土日祝日勤務が出てくるわけなので、そこら辺の配慮も当然しなければいけないんだろうと思います。

○小幡委員

どこに関係してるのかよくわからないですが、恐らくは市町図書館との連携か何かになると思うんです。この計画案の中には、いかに利用者呼び込むかという考え方、いろいろアイデアは含まれてるんですが、図書館自体が外に出ていくサービスがあまりないんです。

要するに、市町の図書館では恐らくはやってると思いますが、移動図書館ですよ。やはり高齢者の方はなかなか図書館まで足を運ぶことができません。ましてや静岡の場合には、結構山間地もございまして。そういうところに、週、何曜日かのこういう時間帯には、市町あるいは県の図書館がどういう、車かどうかわかりませんが、やってきますよ。公民館かどこか、あるいはどこかの場所で皆さんが楽しみにそれを待っている。

アイデアとしては、町に買い物に來れない御老人の方がたくさんいらっしゃいます。ああいう方々が、スーパーの品物を車の中に掲載して、山間部を巡回するとすごく喜ばれるんです。何曜日の何時ごろにはスーパーがやってくる。そういう仕掛けを、少し市町図書館と連携して一層やっていただきたいなと思います。

もう一つは、いろんなところに多分あったと思いますが、病院関係に、病院では院内図書室があると思いますけど、例えば県立の総合病院でも2カ所ぐらいあるんですが、非常に貧弱なんです。まさに介護している人、あるいは付き添っている人も、もちろん患者さんもそうですが、医者、看

護師が利用できるような、そういう病院、ほかにもいろんな施設があるかもしれません。そういうところにも移動図書館が足を運ぶ、そういう新しい仕組みを、アイデアを実現してほしいなと思います。

○糸賀会長

確かに、今、言われた移動図書館のことはどこかに出てくるんですか。

○小幡委員

どこかにあったような気はするんですが。

○糸賀会長

市町の協力の中に出てくるんですか。

○林委員

巡回車というか。

○小幡委員

巡回車がありますね。

○事務局

12ページのですね。

○糸賀会長

巡回車というのは、そのまま本、そこで本貸すんですか。普通は、巡回車。

○事務局

12ページ、2-3-8に、非来館型サービスとして、施設への出前図書館及び図書館資料の団体貸出の記述はしてあります。

○事務局

あとは、基本的には山間部等含めて、市町村の図書館で重点的にやることとなりますので、そこを県立が支援するところで、地域のサービスを充実したいと考えております。

○糸賀会長

今、小幡委員が言われたのは、例えば移動図書館車による巡回というイメージで言われたのではないですか。

○小幡委員

それもあります。毎週何曜日のこの時間帯にはやってきます。そこにおじいちゃんおばあちゃんたちが楽しみに待っているというか、そういうイメージです。

○糸賀会長

静岡の場合には、それは。結構地方に行くと、それは残ってんです、今でもね。

○事務局

県内の市町図書館では、三島市立ですとか、巡回車はたくさんあります。あとは、川根本町は、図書館はないですが、巡回車によるサービスで代替している現状もあつたりします。県立図書館では、昔はサービスは行っていたようですけれども、現在では特に移動図書館サービスは行っていないということになります。

○糸賀会長

やっぱりね。市町が充実してくるに伴って、県の移動図書館車サービスがだんだんと減っていつてのが全国的な趨勢ではあります。この辺に書き込まれてるので、まあまあいいかなとは思いますが、すけどもね。

そろそろ時間も終わるんですが、私、1つだけ、細かい話だけど、この中に余り出てこない複写サービス、コピー。それは、別にやらないわけではないでしょう。

というのは、パブコメの中に、私たまたま見てて、質問ですけど、パブコメに戻っちゃうんですけども。1-4のパブコメのいろいろ意見あります。3ページの13番の意見をたまたま見てて、ちょうどおととい国会図書館でもこの会議があつたものだから、国会図書館のデジタル化資料を閲覧する際、複写に枚数制限がかかっていると、現図書館ではというのは静岡県立だろうと思いますが、複

写に枚数制限がかかっている。新図書館では、著作権の範囲内であれば複写可能として、コピー機も必要台数確保すべき。この意見は、多分全体の中でこれだけだった、コピーについては。

これはそうなんですか。国会図書館のデジタル資料については、複写に枚数制限をかけてるんですか。今後もデジタル化するものが多いから、従来のようなコピーサービスがそれほど重要かどうか、私もよくわからないんですけども。でもやらない、コピーサービスなしというわけにはいかないと思うんです。だからどこかに、複写についての利用者の利便性をきちんと図り、著作権法の趣旨とか規定は遵守しつつとか何とかは書いていたほうがいいかなと感じました。

この枚数制限はどういう意味ですかね。

○事務局

手続の関係上、1人の利用者の方が余り複写を多くされてしまうと、そこで業務が滞るということがありますので、ある程度枚数制限という形でサービスの制限は行っています。

○糸賀会長

でも、国会図書館のデジタル化資料でしょう。だから、プリントする話でしょう、それは。

○事務局

そうです。

○糸賀会長

しかもお金、有料、お金取るんですよ、もちろん。だったら別に枚数制限要らないんじゃないですか。

○事務局

国会図書館のプリントを打ち出す作業等にかかるところで、一度打ち出したものをさらに改めてこちらで精査して印刷し直すなど、窓口業務の中で大量に、丸々1冊印刷するとなると、それで作業量が発生するということがあります。

○糸賀会長

丸々1冊か。そうなんですか、わかりました。

でも、とにかく複写サービスは新しい図書館でもやりますよねという確認です。そのことが余りここには書いてないなと思ったので。それだけです。

さて、ほぼ予定の時間が終わりつつあるんですけども、よろしいでしょうか、今回の新県立中央図書館基本計画につきまして。何回かの会議を重ねていろんな意見が出て、それを随分事務局で整理して、反映していただきましたので。ある意味では総花的とも言えますが、逆に言えば漏れなくいろんなテーマ、重要な視点が盛り込まれたように私は思います。

以上でよろしいでしょうか。

皆さんからいろいろと建設的な意見を頂戴しました。これを反映できるものについては、事務局で精査していただいた上で、最終的な案に盛り込んでいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして、皆さんに議論していただきまして、ありがとうございました。これで一旦進行を事務局にお戻しいたしたいと思います。

○事務局

本日は長時間の御協議、どうもありがとうございました。いただいた御意見をもとに基本計画策定作業を進めさせていただきます。

○事務局

今、糸賀会長からお話がありましたように、基本計画（案）について何か御意見がありましたら、この後、教育委員会の定例会が3月20日に予定しております。ここで最終案を審議して、決定に持って行きたいと思ってます。その準備もありますので、1週間後の木曜日、来週の木曜日ぐらいまでには少なくともいただければ、最終案に盛り込むことができるかと思います。

それ以降も、基本計画策定してしまえますが、今後、さらに来年度は管理運営計画で、さらに具体化を検討、常に続けていきますので、また委員の皆様からは、気づいた点等ありましたら、期限にかかわらず御意見いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○糸賀会長

特に、きょう御欠席の静岡市の市川委員からは何か別に、文書とかで。

○事務局

本日までには、まだ御意見いただいておりません。

○糸賀会長

やっぱり県内の市町、特に静岡市さんからの御意見とかもあれば、それはちゃんと受けとめて反映させるようにしたほうがいいと思います。

○事務局

はい。

○事務局

それでは、ありがとうございました。

では、以上をもちまして新県立中央図書館の整備に関する有識者会議を終了いたします。お疲れさまでした。

○糸賀会長

どうもありがとうございました。